

令和8(2026)年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告

～ 一人ひとりがしあわせな社会をめざして ～

令和8(2026)年9月



三 次 市

はじめに

三次市では、男女が互いにその人権や個性を尊重し、責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、平成 16(2004)年 4月に、市と市民、事業者の責務を明らかにした「三次市男女共同参画推進条例」を施行しました。

本条例に基づき、平成 17(2005)年 3 月に「三次市男女共同参画基本計画」を策定、以来 3 次にわたる改訂を行い、本市の男女共同参画の推進に取り組んできました。

令和 2(2020)年度には、第 3 次計画の総括を行うとともに、令和3(2021)年度から令和 8(2026)年度までの計画として、「三次市男女共同参画基本計画(第 4 次)～一人ひとりがしあわせな社会をめざして」を策定しました。市民一人ひとりが、それぞれのライフステージの各段階で、自らの選択によって仕事と地域活動を含めた暮らしの両方において充実した人生が送れるよう、誰もが個人として能力を発揮する機会が確保され、ともに活躍できる社会づくりになることを基本的な考え方とします。

本書は、三次市男女共同参画推進条例第 14 条に基づき、第4次計画における令和7(2025)年度の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめたものです。

この報告書を通じて、市民の皆さまに男女共同参画の現状や取組について、理解を深めていただくとともに、誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現につなげていくことをめざしています。

目 次

第1部 三次市男女共同参画基本計画（第4次）の概要

- 1 めざす将来像
- 2 基本計画の総合指標
- 3 計画における基本的な考え方
- 4 SDGsとの関係性
- 5 基本目標
- 6 計画の体系

第2部 三次市男女共同参画基本計画（第4次）に基づく施策の実施状況

- 1 基本計画（第4次）及び女性活躍推進計画の実施状況

第Ⅰ部 三次市男女共同参画基本計画（第4次）の概要

Ⅰ めざす将来像

男女が、互いにその人権や個性を尊重し、責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

この将来像の実現に向けて、三次市男女共同参画推進条例に掲げられた「6つの基本理念」を本計画の基本理念とします。

6つの基本理念（三次市男女共同参画推進条例第3条）

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度や慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 性と生殖に関する健康における人権の尊重
6. 国際的協調

2 基本計画の総合指標

令和8(2026)年度までに「社会全体として男女平等である」と感じている市民の割合50%をめざします。

3 計画における基本的な考え方

- 市民一人ひとりが、人生 100 年時代において、それぞれのライフステージの各段階で、自らの選択によって仕事と地域活動を含めた暮らしの両方において充実した人生が送れるよう、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、ともに活躍できる社会づくりになることを基本的な考え方とします。
- 男女がともに、ライフイベントと両立しながら安心して働けることができるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組を推進します。職場における女性活躍推進法や育児休業制度の定着・促進に向け、企業等への各種制度の周知に一層取り組みます。さらに、DXの進展等による在宅ワークなど、ライフスタイルに応じて柔軟な働き方や暮らし方へ変化する中で、必要に応じた啓発に取り組みます。
- 男女が喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の形成を図っていくうえで、政策・方針の立案及び決定過程において、男女が共同して参画する機会が確保され、男女それぞれの考えを十分に反映していくことが重要であることから、女性の政策・方針決定過程への参画の推進に引き続き取り組みます。
- 様々な男女共同参画推進事業を実施してきましたが、固定的な性別役割分担意識の性差に関する固定的な意識が十分解消されていないため、テーマや手法等を工夫し、意識改革につながるように引き続き取り組みます。
- 女性への暴力の根絶に向けた取組などを進めてきましたが、厳しい状況は継続しています。さらには、大規模な災害や感染症の流行において、女性や脆弱な状況にある人に負担が集中するなど、より深刻な影響を受ける懸念があることが表面化してきたことを踏まえ、安全・安心のための取組を進めます。また、近年顕在化してきた性的マイノリティ(LGBT 等)に対する偏見等の解消にも取り組みます。

4 SDGsとの関係性

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17のゴールから成る国際目標であり、誰一人取り残さないことを誓っています。

この目標のうち、5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」、17番目の「パートナーシップで目標を達成しよう」などが本計画に関連しており、SDGsへの効果も意識しながら本計画を推進していきます。



5 基本目標

基本的な考え方を踏まえ、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 環境づくり

政策・方針決定過程への女性の参画を促すとともに、性別に関わらない自分らしい暮らしの実現に向けた男女双方の意識改革を進めることで、男女がともに自らの選択によって仕事と地域活動を含めた暮らしの両方において充実する社会の実現をめざします。また、DXの進展等による在宅ワークなど、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方や暮らし方への変化により、多様な人材がその能力を発揮できる機会が広がるため、女性の仕事に対する意欲向上、キャリアアップに向けた意識の醸成を図るとともに、職場における女性活躍推進法の定着促進に向けた周知に取り組みます。職場における仕事と家庭の両立支援制度の周知を図り、男女がともに制度を利用しやすい職場風土の形成を促進します。さらに、子育て支援や保育サービス、福祉・介護サービス等の支援体制を整備することにより、仕事と生活のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた環境づくりを推進します。

基本目標2 ひとづくり

あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会が実現できるよう、普及啓発を図ります。また、性自認や性的指向に関する正しい知識の周知を進めることで、性的マイノリティ(LGBT等)への理解を広げ、性の多様性を尊重できるよう取組を進めます。

基本目標3 安心づくり

女性に対するあらゆる暴力への被害など困難を抱える人への支援を行うとともに、大規模な災害や感染症の流行への対応、健康維持に向けた取組など、男女ともに安心して暮らせるための対策を推進します。また、人生100年時代の健康に向けた取組の推進として、生涯を通じた健康支援を図ります。

6 計画の体系

基本目標	重点施策	具体的施策
1 環境づくり	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	①仕事と生活の両立支援及び理解の促進
	(2)女性の活躍推進	①女性の就労促進
	(3)政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	①審議会等委員への女性の登用推進
		②管理職への女性の登用推進
	(4)地域社会活動における男女共同参画の推進	①女性の参画拡大やリーダーとなる女性の育成
		②地域における女性の「集える場」づくり
2 ひとづくり	(1)意識啓発に向けた広報・啓発の推進	①男女共同参画の啓発・普及の推進
		②性の多様性への理解の促進
	(2)男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実	①男女共同参画に関する教育の充実
3 安心づくり	(1)健康と自立の支援	①生涯を通じた健康支援
		②高齢者・障害者の自立支援
	(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶と人権尊重の推進	①暴力を容認しない社会環境の整備
	(3)災害及び感染症対策における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点を取り入れた災害及び感染症対策の推進

第2部 三次市男女共同参画基本計画(第4次)に基づく施策の実施状況

1 基本計画(第4次)及び女性活躍推進計画の実施状況

【基本目標1 環境づくり】

(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

男女がともに協力し合い、仕事と育児や介護などの家庭生活を両立でき、多様な働き方や暮らし方を選択できるように、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組を推進します。また、事業主等による働きやすい職場環境づくりや男女とも育児休業制度等の取得促進に向けた情報提供等の支援を進めるとともに、子育て支援や保育サービス、福祉・介護サービス等の充実を図ります。また、これまでの女性視点の取組だけではなく、仕事と家庭の調和に取り組む男性も応援する視点を取り入れた取組の推進を図ります。

①仕事と生活の両立支援及び理解の促進

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R7年度 (現状値)	R8年度 (指標)
安心して子どもを産み育てる環境が整っていると感じている人の割合 (三次市総合計画に係るアンケート)	33.2% (H29)	32.5% (R4)	40.0%
妊娠中に職場で配慮されていたと感じる女性の割合 (乳児健診アンケート)	91.6%	89.5%	現状値以上
積極的に育児をしている父親の割合 (乳児健診アンケート)	65.5%	95.3%	80.0%以上
保育所待機児童数	0人	0人	0人
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の認知度について、理解している事業所の割合 (三次市男女共同参画基本計画に係るアンケート)	57.2%	80.0%	65.0%以上
性別に関わらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所の割合 (三次市男女共同参画基本計画に係るアンケート)	56.6%	60.5%	64.0%以上

●取組状況

具体的施策の内容
○保育所待機児童ゼロ実現への取組 ○病児・病後児保育、3歳未満児保育、延長保育の実施 ○障害のある子どもの保育の充実 ○子育てサポート事業の利用促進 ○放課後の子どもの居場所づくりの推進 ○福祉・介護サービス、障害福祉サービス等の充実や生活に関するあらゆる相談体制の充実による、仕事と家庭の両立支援 ○育児中の男性の定時退社の奨励 ○男性の育児休業の取得及び子育て参画の促進 ○「多様なライフスタイル」や「柔軟な働き方」を可能にする仕事と家庭の両立支援に向けた企業・法人への啓発・支援 ○市役所におけるテレワーク、DXの推進 ○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組の推進

令和 7(2025)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
☐ 保育の充実推進事業 施設の衛生面や利便性の向上のための環境改善等を実施した。また、保育所の利便性の向上と多様な保育ニーズに対応した保育を行った。 定員:1,918 人(公立 1,576 人、私立 280 人、地域型 62 人) 月平均入所児童数:R6 1,309 人 R7 1,269 人	1,774,440	保育課
☐ 多子世帯保育利用料軽減事業 ・多子世帯保育利用料軽減制度 保育所の保育利用料の第 2 子半額、第 3 子目以降無料化の軽減制度を実施した。 ・多子世帯保育料軽減補助金 幼稚園及び認可外保育施設の保育(利用)料の第 2 子半額、第 3 子目以降無料化を実施した。対象者:129 人	2,451	保育課
☐ 病児・病後児保育事業 病中また病後の回復期に至らない時期からの児童の看護及び保育を行い、保護者の子育てと仕事の両立を支援した。 開設日数 295 日 延利用人数 166 人	8,302	こども家庭支援課
☐ 障害児保育事業 民間委託保育所・認定こども園に対して、障害児等に対する支援保育士の人件費を助成し、職員体制の整備を支援した。 利用施設:4 施設	22,514	保育課
☐ こども発達支援センター運営事業 発達面に心配のある乳幼児を対象にした発達に関する専門相談や親子通所教室、保育所との協働による一体的発達支援体制の構築、地域子育て支援センター「すまいる」運営、発達支援専門研修会の実施により子育て支援機能の充実を図った。 ・発達に関する専門相談・運動発達相談 7 件、言語発達相談 19 件、保育所発達支援 13 件 ・こども発達支援センター 親子通所教室延人数 R6 714 人(通所教室数 7 教室) R7 660 人(通所教室数 5 教室) ・保育所と協同行う発達支援モデル保育所推進事業 参加職員数 178 人 ・地域子育て支援センター「すまいる」 利用延人数: R6 1,480 人、R7 1,528 人 ・発達支援専門研修会 申込延人数 R7 224 人	26,888	保育課
☐ 子育てサポート事業 育児の支援を受ける会員(おねがい会員)と育児の支援を行う提供会員(まかせて会員)に登録してもらい、事務局が仲介することで子育ての相互援助活動を推進した。 R6 利用件数 474 件 活動時間数 1,062 時間 会員数 668 人 (内訳)まかせて会員 198 人、おねがい会員 438 人、両方会員 32 人 R7 利用件数 132 件 活動時間数 499 時間 会員数 578 人 (内訳)まかせて会員 105 人、おねがい会員 453 人、両方会員 20 人	250	こども家庭支援課
☐ 放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブの運営により、長期休業中を含め、子どもの健全育成を図るため、放課後等子どもの居場所を確保した。また、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の支援を行い、保護者も安心して働くことができる。 【放課後児童クラブ数】22 か所(直営21・委託 1) 【定員】直営:883 人 委託:55 人 【登録児童数】756 人 【待機児童数】0 人 ・保護者負担金の減免 要保護世帯・準要保護世帯について減免制度を実施した。	181,442	社会教育課

☐ 放課後子ども教室事業 放課後児童クラブの実施が困難な 9 小学校区について、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動の居場所の確保を図り児童の健全育成を支援するため、放課後子ども教室を実施した。本事業の実施により、長期休業中を含め放課後等子どもの居場所を確保することにより、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の支援を行い、保護者が安心して働くことができる。 持続可能な運営となるよう、業務委託料の算定を見直した。 【放課後子ども教室数】 9 か所(委託) 【登録児童数】 172 人	27,130	社会教育課
☐ 地域包括支援センター運営事業 保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等によるチームが、高齢者の身近な総合相談業務、介護予防のための支援、権利擁護、地域での高齢者の支え合いのネットワークづくりなどを実施した。 地域包括支援センターにて、介護保険サービスや保健、医療、福祉、権利擁護など、高齢者の様々な相談に対し、迅速かつ的確な支援を行った。 総合相談: R6 2,207 件 R7 3,597 件 権利擁護・虐待相談件数: R6 127 件 R7 99 件	70,000	高齢者福祉課
☐ 障害者支援センターの設置・運営 障害者の相談体制の機能強化や社会参加と雇用・就労促進を図るための事業を実施。 相談件数 R6 3,209 件 R7 1,483 件	35,000	社会福祉課
☐ 市役所における定時一斉退庁の実施 毎月第1水曜日を行動日とし、情報ポータル掲示板等により周知したほか、業務の都合により実施困難な場合は同月内の別日に再実施するなど、月1回は確実に実施できるよう取り組んだ。また、10月の「全国労働衛生週間」に合わせて、10/1～10/7を「一斉定時退庁週間」として位置づけ、取組を促進した。 実施率: R6 99.4% R7 98.8%	—	総務課
☐ 市役所における子育て特別休暇制度 「お父さん・お母さん休暇」 1歳6か月未満の子1人につき、最長2か月の特別休暇取得を推進し、男女とも子育てのために休むことが当たり前の職場風土を醸成した。 男性取得者数: R6 17 人 R7 20 人	—	総務課
☐ パパママ教室 妊娠・出産・育児についての学習及び妊婦らの交流の場として実施。 R6 実施:8 回 参加:90 人 R7 実施:7 回 参加:114 人	97	健康推進課
☐ 男女共同参画推進事業 男女共同参画推進週間においては、シールアンケート等を行い男女共同について理解の浸透を図った。 国際女性デーでは、多様性をテーマに「たべっ子どうぶつ THE MOVIE」や落語家の林家笑丸氏の講演会を開催し、多くの市民に理解促進を行った。 保育所保護者及び住民自治連合会等を対象にした、男女共同参画推進講演会講師派遣事業において男女共同参画の推進に努めた。 R7 実施件数:5 件	2,518	共生社会推進課
☐ 女性活躍推進プラットフォーム事業 女性の様々なライフスタイルに合わせた、多様な働き方が選択できるよう、女性活躍推進プラットフォーム(アシスタ lab.)において、起業・就業セミナーや会員応援セミナー、各分野の専門家による個別相談を実施し、起業・就業を目指す女性への支援を行った。 R7 会員数:638 人、利用者数:2,163 人、セミナー:6 回、個別相談:13 日、交流会:5 回、みよしアントレヌ認定件数:1 人(累計 109 人)	9,257	共生社会推進課
☐ 職員のテレワークの本格実施 職員の柔軟な働き方ができる環境を整え、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、テレワークの運用を継続した。	—	総務課
☐ デジタル技術を活用して暮らしや地域に変革をもたらす、市民の暮らしを豊かにする DX の推進 デジタルリテラシー向上のため、高齢者向けのスマートフォン教室を開催した。 ・スマートフォン教室参加者数 78 人(うち女性 45 人)	484	情報政策課
☐ 市民の「くらし」と「しごと」を便利で豊かにし、持続可能なまちづくりを実現するため三次市官民共創 DX コンソーシアムを設立 市内事業者とDXを通じて繋がりを創るため、意見交換会を 4 回実施し、デジタルリテラシー向上を図るためハンズオンセミナーを開催した。 ・ハンズオンセミナー参加者数9人(うち女性2人)	440	情報政策課

□市役所における夏季特別休暇及び年次有給休暇の取得促進 7月から9月の間において、夏季特別休暇の取得にあわせ、リフレッシュ休暇や年次有給休暇の取得促進を所属長に通知し、職員に啓発した。年次有給休暇については、全職員5日以上を取得を推奨し、人事評価制度における中間面談において取得状況を確認するよう通知した。 平均取得日数：R6 12.5日 R7 12.5日	—	総務課
---	---	-----

(2) 女性の活躍推進

職場において、女性活躍推進法や育児休業制度の定着・促進に向けた各種制度を周知し、男女の均等な機会及び待遇が確保されるように努めるとともに、女性活躍推進プラットフォーム「アシスタ lab.」等を通じて、女性の就労・起業等を支援します。

また、知識の習得や能力の向上を図る機会等を提供し、さらには、新しい生活様式にも対応した働き方ができるよう支援します。

①女性の就労促進

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R7年度 (現状値)	R8年度 (指標)
女性の就業率	68.6% (H27)	75.6% (R2)	73.0%
女性活躍推進プラットフォーム「アシスタ lab.」会員数	254 人	638 人	400 人以上
みよしアントレーヌ認定件数(累計)	47 人	109 人	97 人以上
起業支援補助金利用者のうち女性の人数(年間)	3人	3 人	5人
認定新規就農者のうち女性の割合(認定数累計割合)	5.5% (1/18 人)	7.1% (3/42 人)	9.0%

●取組状況

具体的施策の内容
○職業生活における女性の役割に対する適正評価及び経済的地位と能力の向上 ○男女の雇用の均等機会と待遇を確保する環境整備へ向けた啓発の推進 ○企業等への男女雇用機会均等法・女性活躍推進法・制度等の周知徹底及び女性のキャリアアップへの支援 ○妊娠・出産等を理由とする不利益取扱禁止の周知 ○女性の就労による経済的自立支援 ○女性の起業、経営活動への支援 ○職場環境向上のための支援 ○新しい生活様式における働き方への対応 ○農林業及び商工業分野における女性の活躍推進

令和7(2025)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
☐ 市 HP 等を活用した制度の周知・啓発の実施 関係機関による男女雇用機会均等法や男女共同参画関連情報等を HP により周知した。 また、広報みよしで、男女共同参画週間の啓発、「女性活躍推進プラットフォーム事業」の各種セミナーや女性起業家「みよしアントレヌ」の紹介を掲載するなど、男女共同参画基本計画推進に係る広報を行った。	—	共生社会推進課 商工観光課
☐ 女性の就労や職場環境改善等に関するチラシ等の設置 広報みよし等において、「女性活躍推進プラットフォーム事業(アシスタ lab.)」で実施している、起業・就業セミナーや専門家による個別相談について周知を図った。	—	共生社会推進課 商工観光課
☐ 【再掲】女性活躍推進プラットフォーム事業 女性の様々なライフスタイルに合わせた、多様な働き方が選択できるよう、女性活躍推進プラットフォーム(アシスタ lab.)において、起業・就業セミナーや会員応援セミナー、各分野の専門家による個別相談を実施し、起業・就業を目指す女性への支援を行った。 R7 会員数:638 人、利用者数:2,163 人、セミナー:6 回、個別相談:13 日、交流会:5 回、みよしアントレヌ認定件数:1 人(累計 109 人)	9,257	共生社会推進課
☐ 職業訓練委託事業 従業員のスキルアップによる企業への支援と、資格取得などによる就職促進を図った。 職業訓練委託講座参加者 R6:29 講座 208 人(うち女性 118 人) R7:30 講座 242 人(うち女性 121 人)	9,999	商工観光課
☐ 雇用労働対策事業 (三次市雇用労働対策協議会主催) 雇用労働対策協議会の活動を通して、就職相談・面接会の開催、企業ガイドブックの発行、みよし就活ネットの運営などの実施し、就職希望者・新卒者等のニーズ調査や起業とのマッチングの促進、高校生キャリア育成事業を行った。 就職相談・面接会 R6:参加企業 26 社(就職希望者 39 人うち女性 20 人) R7:参加企業 29 社(就職希望者 27 人うち女性 7 人) 企業ガイドブック 印刷・配布 R6:1,500 部 R7:1,500 部 高校生キャリア育成事業 *市内高校 1,2 年生対象 R6:343 人(うち女性 174 人) R7:296 人	1,060	商工観光課
☐ 起業支援事業 新たに市内で起業する方に対し、起業に必要な経費の一部を助成した。 R6:7 人(うち女性 5 人) R7:3 人(うち女性 3 人)	3,000	商工観光課
☐ オンラインによる働き方セミナーの開催 関係機関が実施する就労や職場環境改善に関するセミナーの周知を図った。	—	共生社会推進課 商工観光課
☐ イノベーション会議(産学官連携推進事業) 研究開発事業への補助、事業者と大学研究者とのマッチング、連携の成果発表など県立大学のシーズを生かし、事業者の新規事業への参入、新製品の開発、経営の安定化を図る取組を行った。 産学官連携セミナー R7:実施なし 何でもサロン R6:1 回 R7:1 回 産学官連携推進事業 R6:2 件 R7:1 件	200	商工観光課
☐ 担い手育成・強化事業 県・JA・(株)JA アグリ三次と連携して担い手の育成・確保と支援に取り組んだ。 認定農業者(個人経営体) R6:39 人(うち女性 2 人) R7:40 人(うち女性 2 人) 認定新規就農者 R6:1 人(うち女性 0 人) R7:4 人(うち女性 0 人)	19,366	農政課

(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

政策・方針決定等においては男女それぞれの考えを十分に反映していくことが重要です。事業者・団体などにおける方針決定過程への女性の参画のための啓発等の取組をはじめ、男女共同参画社会を推進する牽引者として、審議会等委員に女性を積極的に登用するなど、政策・方針の決定過程への女性の参画を積極的に推進します。

① 審議会等委員への女性の登用推進

● 指標

指標名	R1年度 (基準値)	R7年度 (現状値)	R8年度 (指標)
市役所の目標設定の対象である審議会等の女性委員の割合	30.6% (R2.4.1)	26.1% (R8.4.1)	44.0%

● 取組状況

具体的施策の内容
☐ 女性委員のいない審議会等の解消 ☐ 審議会等委員への積極的な女性の登用

令和7(2025)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
☐ 市役所各担当課へ対する審議会委員の積極的な女性の登用の呼びかけ 市役所内の審議会等において、女性の積極的な登用を推進するよう全部署に通知した。	—	総務課 共生社会推進課
☐ 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性登用状況 23 審議会のうち、女性委員のいる審議会 22 審議会 総委員数 393 人のうち、女性委員数 104 人 女性比率 26.5% ☐ 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性登用状況 6 委員会等のうち、女性委員のいる委員会 6 委員会 総委員数 36 人のうち、女性委員数 8 人 女性比率 22.2%	—	全課

□地方自治法(第 202 条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況

審議会等名	委員総数	うち 女性委員数	女性比率	担当課
防災会議	41 人	8 人	19.5%	危機管理課
民生委員推薦会	23 人	0 人	0.0%	社会福祉課
国民健康保険運営協議会	12 人	4 人	33.3%	市民課
水防協議会	41 人	8 人	19.5%	危機管理課
介護認定審査会	25 人	7 人	28.0%	高齢者福祉課
環境審議会	15 人	6 人	40.0%	環境政策課
交通安全対策会議	18 人	2 人	11.1%	危機管理課
社会教育委員会	15 人	7 人	46.7%	社会教育課
文化財保護委員会	12 人	2 人	16.7%	社会教育課
都市計画審議会	15 人	5 人	33.3%	都市建築課
国民保護協議会	41 人	8 人	19.5%	危機管理課
障害支援区分認定審査会	7 人	4 人	57.1%	社会福祉課
子ども・子育て会議	14 人	5 人	35.7%	保育課
介護保険運営協議会	10 人	3 人	30.0%	高齢者福祉課
情報公開審査会	5 人	1 人	20.0%	総務課
個人情報保護審査会	5 人	1 人	20.0%	総務課
公益通報審査会	3 人	1 人	33.3%	総務課
男女共同参画審議会	12 人	6 人	50.0%	共生社会推進課
地域公共交通会議	17 人	1 人	5.9%	まちづくり交通課
障害者支援協議会	20 人	8 人	40.0%	社会福祉課
行政不服審査会	3 人	1 人	33.3%	企画調整課
教育奨学金貸付審査会	9 人	3 人	33.3%	社会教育課
総合計画審議会	30 人	13 人	43.3%	企画調整課
合計	393 人	104 人	26.5%	

□地方自治法(第 180 条の5)に基づく委員会等の女性の登用状況

委員会等名	委員総数	うち 女性委員数	女性比率	担当課
教育委員会	5 人	2 人	40.0%	社会教育課
選挙管理委員会	4 人	2 人	50.0%	選挙管理委員会
公平委員会	3 人	1 人	33.3%	監査事務局
監査委員会	2 人	1 人	50.0%	監査事務局
農業委員会	19 人	1 人	5.3%	農業委員会
固定資産評価審査委員会	3 人	1 人	33.3%	総務課
合計	36 人	8 人	22.2%	

②管理職への女性の登用推進

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R7年度 (現状値)	R8年度 (指標)
市役所職員(一般行政職)の女性管理職の割合	20.9% (R2.4.1)	25.0% (R8.4.1)	25.0%

●取組状況

具体的施策の内容
○市役所職員の管理職及び係長職への女性の登用推進

令和 7(2025)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
☐ 市の管理職のうち女性管理職の割合 全体:73人中 17 人(23.3%) 行政職:64 人中16 人(25.0%) 【令和8(2026)年4月1日現在】	—	総務課
☐ 女性係長級職員の割合 全体:166人中69人(41.6%) 行政職:87 人中34人(39.1%) 【令和8(2026)年4月1日現在】	—	総務課

(4) 地域社会活動における男女共同参画の推進

地域づくりにおける課題やニーズが多様化する中で、地域活動においてリーダーを担うことができる女性の育成や発掘等を進め、地域の様々な活動における方針決定過程の場に、女性の登用を働き掛けるとともに、女性が参画しやすい仕組みづくりを促進します。自らの選択により地域活動に参加する人を増やすため、「集える場」づくりの取組など地域と連携して進めます。

①女性の参画拡大やリーダーとなる女性の育成

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R7年度 (現状値)	R8年度 (指標)
まちづくりに参加している人の割合	54.0%	—	60.0%
住民自治組織の会長、事務局長への女性就任の割合	5.30%	5.26%	10.0%
集落支援員の女性の任命割合	38.5%	46.2%	50.0%

●取組状況

具体的施策の内容
○男女の参画による地域活動の推進 ○女性指導者の育成 ○地域における方針決定過程への女性の参画促進 ○地域課題解決に向けた取組への女性参画促進

令和7(2025)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□住民自治組織活動支援 事務局部会において研修会、意見交換等を行った。(5 回開催)	199,316	まちづくり 交通課
□三次市女性連合会活動支援(補助事業) 男女共同参画社会の実現を活動目標に掲げている三次市女性連合会の組織運営のほか、男女共同参画講演会等に対し補助金を交付し、活動を支援した。(会員数:456 人)	1,661	共生社会推 進課
□【再掲】男女共同参画推進事業 男女共同参画推進週間や国際女性デーにおいて、講演会やシールアンケート等を行い男女共同について理解の浸透を図った。 保育所保護者及び住民自治連合会等を対象にした、男女共同参画推進講演会講師派遣事業において男女共同参画の推進に努めた。 R7 実施件数:5 件	2,518	共生社会推 進課
□まち・ゆめ基本条例検証委員会 三次市まち・ゆめ基本条例の検証を行い、同条例に対する意見提言書として市長へ提出(4 回開催)	202	まちづくり 交通課
□集落支援員 各住民自治組織と連携し、主に「定住対策」の取組を行っており、6 人の女性集落支援員が女性の観点を活かし活動されている。 支援員配置:13地区(うち 6 地区が女性)	11,414	まちづくり 交通課

②地域における女性の「集える場」づくり

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R7年度 (現状値)	R8年度 (指標)
各地区における女性の「集える場」づくり	—	4 か所	19 か所

●取組状況

具体的施策の内容
○各地区に、地域主導による女性が「集える場」づくり(19地区に1か所以上)

令和7(2025)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□集落支援員を中心に住民自治組織と連携しながら「集いの場」づくりを実施 ・和田地区 ママカフェ等を開催し、地域内外のママが子どもを連れて集い、交流する空間を提供 20 回開催 ・布野地区 センターカフェ 12 回開催 ・河内地区 お気軽カフェ 6 回開催 ・川西地区 お出かけカフェ 12 回開催	—	まちづくり 交通課

【基本目標2 ひとづくり】

(1) 意識啓発に向けた広報・啓発の推進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等意識の醸成に向けた広報・啓発活動など様々な男女共同参画推進事業に取り組むとともに、性的指向・性自認を理由とする偏見等の解消に努めます。

①男女共同参画の啓発・普及の推進

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R7年度 (現状値)	R8年度 (指標)
男女共同参画推進事業件数	4 件	5 件	10件
社会通念・しきたり上で、男女が平等であると感じている人の割合	10.7%	20.0%	20.0%

●取組状況

具体的施策の内容
○男女共同参画週間及び人権週間を中心とした啓発活動 ○広報等における取組の推進 ○多様な機会を捉えた家庭や地域における意識啓発活動の推進

令和7(2025)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□男女共同参画基本計画推進に係る広報 広報紙やCATVにより、男女共同参画週間の啓発、男女共同参画基本計画(第4次)の内容の紹介を掲載するなど、男女共同参画基本計画推進に係る広報を行った。	—	共生社会推進課
□【再掲】男女共同参画推進事業 男女共同参画推進週間や国際女性デーにおいて、講演会やシールアンケート等を行い男女共同について理解の浸透を図った。 保育所保護者及び住民自治連合会等を対象にした、男女共同参画推進講演会講師派遣事業において男女共同参画の推進に努めた。 R7 実施件数:5 件	2,518	共生社会推進課
□市広報の発行 「広報みよし」において性別による偏りや、使用する写真・イラストなどに配慮し、男女共同参画の視点に立った記述を継続した。 広報紙の発行:1ヵ月×1回×12ヵ月=12回 R7 印刷 24,500部×12回 配布 22,744件/1回	38,957	秘書広報課
□公衆衛生推進協議会事業 研修会等の開催 R7 参加者 19人(うち女性 5人)	48	環境政策課
□地域エコ活動推進事業 不法投棄防止学習会、ごみ分別等の必要な指導及び助言を行う環境アドバイザーの設置。 参加人数 65人(うち女性 20人)	650	環境政策課
□人権啓発事業 ひと・かがやきフェスタでは講演会を開催し、被爆 80 周年記念事業として平和をテーマに実施し、市民一人ひとりが平和について考えていただき、効果的な啓発を行うことができた。 参加人数 88人	2,972	共生社会推進課

②性の多様性への理解の促進

●取組状況

具体的施策の内容
☐ 性の多様性への理解の促進に向けた啓発・教育活動 ☐ 多様な性に配慮した取組の推進

令和7(2025)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
☐ 性的マイノリティへの理解を深めるための職員研修及び市民啓発 パートナーシップ宣誓制度や性的マイノリティに対する知識を深め、適切な対応や今後の取組を推進していけるようチラシを作成し、各種イベントで配布した。	—	共生社会推進課
☐ 教職員に対する人権教育研修 教職員研修として、道徳科に加え、道徳科の時間を要として各教科等の学習を充実させるとともに、人権尊重の理念についての正しい理解を深めること等を研修した。 研修 2 回 参加者 延べ 62人	—	学校教育課
☐ パートナーシップ宣誓制度 三次市パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を新たに 3 市町と締結した。(安芸大田町、世羅町、大竹市) 協定締結 13市町	—	共生社会推進課
☐ 多様な性に配慮した制服の採用やトイレ等の整備 ・生徒指導規程の改訂、検討 ・洋式トイレの整備等のみで、多様な性への配慮に特化したトイレの整備は行っていない。	—	学校教育課 教育企画課

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実

誰もが男女共同参画について正しく理解できるよう、学校教育や社会教育において意識啓発活動を推進するとともに、誰もがその個性や能力を十分に発揮できるよう、ライフステージに応じた教育・学習機会の確保に努めます。

①男女共同参画に関する教育の充実

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R7年度 (現状値)	R8年度 (指標)
学校生活の中で男女が平等であると感じている人の割合 (三次市男女共同参画基本計画に係るアンケート)	54.0%	62.0%	70.0%
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童・生徒の割合 (全国学力テストの質問回答)	58.4%	76.9%	70.0%

●取組状況

具体的施策の内容
☐ 多様な学習機会の提供 ☐ 学校における男女平等を推進する教育及び性教育の実施

令和 7(2025)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
☐ 【再掲】男女共同参画推進講演会講師派遣事業 男女共同参画推進週間や国際女性デーにおいて、講演会やシールアンケート等を行い男女共同について理解の浸透を図った。 保育所保護者及び住民自治連合会等を対象にした、男女共同参画推進講演会講師派遣事業において男女共同参画の推進に努めた。 R7 実施件数:5 件	2,518	共生社会推進課
☐ 親の力を学びあう学習プログラム 小・中学生及び高等学校の児童生徒、保護者を対象に講座を実施。 家庭教育などの学びを深め、保護者同士のつながりを強くすることにより、孤立する保護者をつくらない活動へとつながっている。 R6:22 回講座 1,028 人 R7:6 回講座 362 人	50	社会教育課
☐ 青少年育成講演会 実施内容や講師の検討・調整により、令和 7 年度内での実施はできていない。 R6:中学校 1 校 62 人 R7:実施なし	—	社会教育課
☐ 命の授業 「命の誕生」の話、赤ちゃん人形のだっこ体験・妊婦体験などの体験をとおして、かけがえのない奇跡的な「命」を大切にすること、お互いを大切にすることを学び、行動に生かすきっかけとなっている。 R6:保育所 9 所 255 人、小・中・高等学校 15 校 838 人 R7:保育所 9 所 200 人、小・中・高等学校 9 校 367 人	65	健康推進課
☐ 男女平等を推進する教育・性に関する指導 各学校では、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について指導した。 性教育に関しては、保健の授業を中心に、担当と養護教諭、外部指導講師等を活用し、児童生徒の実態に応じて指導をしている。	—	学校教育課

【基本目標3 安心づくり】

(1) 健康と自立の支援

性別に関わりなく誰もが生涯を通じ心豊かに健康に暮らし、自らの選択によって仕事と地域を含めた暮らしの両方において充実した人生が送れるよう、ライフステージに応じた健康支援を推進するとともに、心身の健康の保持・増進を支援します。

①生涯を通じた健康支援

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R7年度 (現状値)	R8年度 (指標)
国保特定健診受診率	43.8%	39.2%	45.0%以上
運動を習慣化している人の割合 (三次市健康づくり推進計画アンケート)	15～64 歳:32.4%(H29) 65 歳以上:52.2%(H29)	36.8%	現状維持
乳がん検診受診率	14.5%	20.4%	25.0%
子宮頸がん検診受診率	14.1%	18.2%	20.0%

●取組状況

具体的施策の内容
○性差を考慮した保健事業の充実 ○母性保護の啓発 ○ライフステージに応じた健康支援の推進

令和7(2025)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
☐ ウェルネスプロジェクト(健康診査事業) 総合集団健診、個別健診、人間ドック・脳ドック、がん検診を実施。 総合集団健診では、休日健診やレディース健診などにより利便性の向上を図った。	111,447	健康推進課
☐ こころの健康づくり事業 自殺対策を含むこころの健康に関する啓発や研修を行った。こころサポーター(ゲートキーパー)養成講座を開催し、身近な人のこころの変化に気づき、聴き、つなげて見守る支援者の養成に努めた。	20	健康推進課
☐ 母子健康手帳・父子健康手帳交付事業 妊娠を届け出た母子へ母子手帳を交付し、第1子の父親には父子手帳を、外国籍の妊婦には外国語の母子手帳を交付した。また電子母子手帳の活用も勧めた。 母子手帳交付数:250人 父子手帳交付数:117人	85	健康推進課
☐ 妊産婦健康診査助成事業 妊婦健診、産婦健診の費用助成を行った。	26,595	健康推進課
☐ ネウボラみよし事業 妊娠期から子育て期までの相談支援や産前産後ヘルパー、産後ケア事業を実施した。	14,590	健康推進課
☐ 妊婦歯科健康診査助成事業 妊婦歯科検診の費用助成を行った。 受診者数 109人	606	健康推進課
☐ 健康づくりセンター事業(水中運動教室等) サーキットトレーニングやアクアビクス、水中ウォーキングなどの運動教室を実施し、世代や体力にあわせて、動きやすい体づくり及び運動機能向上の支援を行った。また、ママカフェによる子育て支援、体操やフラダンス、メンズクラブなどの生涯学習の取組、温泉サロンによる介護予防・元気づくりの取組などを引き続き行った。 施設延利用者数 R6:73,756人 R7:78,016人	51,708	健康推進課 甲奴支所

②高齢者・障害者の自立支援

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R7年度 (現状値)	R8年度 (指標)
元気高齢者の割合	75.7%	77.9%	現状値以上

●取組状況

具体的施策の内容
○福祉・介護サービス、障害福祉サービスの充実 ○生きがいづくり活動の推進 ○障害者・高齢者の就労機会の拡大 ○バリアフリーのまちづくりの推進

令和 7(2025)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
☐ 「福祉・保健サービス」冊子作成・配布 福祉サービス(高齢者及び障害者(児))、介護保険制度などが有効利用されるよう、その内容を分かりやすくお知らせするため、冊子を作成し市民や関係機関に配布した。 R6:3,000 部 R7:3,000 部	990	高齢者福祉課
☐ 老人クラブ活動支援 老人クラブにおいて行われる健康づくりや社会参加活動に対して助成、支援を実施した。 老人クラブ会員数 R6:2,647 人(100 クラブ) R7:2,512 人(100 クラブ)	11,289	高齢者福祉課
☐ 訓練等給付事業(就労継続支援 A 型・B 型) 訓練等給付事業(就労継続支援 A 型・B 型)障害者の就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識、能力の向上のための必要な訓練を実施した。 就労継続支援 A 型 利用者数 R6:31 人 R7:33 人 就労継続支援 B 型 利用者数 R6:229 人 R7:232 人	500,148	社会福祉課
☐ ユニバーサルデザインの推進 三次市ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、各担当部署において各種施策を推進した。	—	共生社会推進課

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶と人権尊重の推進

いかなる暴力も人権侵害であるということを正しく理解できるよう啓発するとともに、関係機関と連携し被害者が早期に安心して相談できるよう相談窓口の周知を図ります。また、相談員等の資質の向上による相談体制の充実と必要な情報の提供を行います。

また、様々なハラスメントの防止へ向け、関係機関と連携し啓発に取り組みます。

①暴力を容認しない社会環境の整備

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R7年度 (現状値)	R8年度 (指標)
DV 対応のためのすくすくネットワーク協議会構成機関及び団体数	22	28	30
各種ハラスメント対策として、相談窓口を設置している事業所の割合	34.5%	52.3%	40.0%以上

●取組状況

具体的施策の内容
☐ 暴力(DV・デートDV)、各種ハラスメント(セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメント・モラルハラスメント等)の防止に向けた啓発活動の推進 ☐ DV防止法・ストーカー規制法の周知 ☐ 婦人相談員による相談及び支援 ☐ 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員との連携による相談及び支援 ☐ DV防止のための関係機関の連携強化

令和7(2025)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
☐ 市役所におけるハラスメント防止対策事業 あらゆるハラスメントを排除し、良好な勤務環境を確保するため、新任課長級職員を対象としたハラスメント研修を実施した。 講師：広島大学ハラスメント相談室 准教授 山内浩美氏 受講人数 8人	31	総務課
☐ こども家庭支援課相談事業 女性相談員、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員を配置し、DVなどの女性の困りごと、子育ての悩み、ひとり親家庭支援に関することなどに専門の相談員が応じ、庁内及び関係機関と連携を取りながら、問題解決に向けたサポートを実施した。 [女性相談] R6 相談件数 423 件(実人数 69 人) ※うち DV 相談 160 件(実人数 22 人) R7 相談件数 444 件(実人数 65 人) ※うち DV 相談 121 件(実人数 20 人) [児童家庭相談] R6 相談件数 666 件(実人数 202 人) R7 相談件数 672 件(実人数 236 人) [母子・父子自立支援相談] R6 相談件数 582 件(実人数 417 人) R7 相談件数 417 件(実人数 318 人)	22,795	こども家庭支援課
☐ 国・県から依頼のあった啓発ポスター等の掲示・周知 国・県から依頼のあった啓発ポスター等の掲示・周知を図った。	—	こども家庭支援課
☐ 【再掲】地域包括支援センター運営事業 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等によるチームが、高齢者の身近な総合相談業務、介護予防のための支援、権利擁護、地域での高齢者の支え合いのネットワークづくりなどを実施した。 地域包括支援センターにて、介護保険サービスや保健、医療、福祉、権利擁護など、高齢者の様々な相談に対し、迅速かつ的確な支援を行った。 総合相談：R6 2,207 件 R7 3,597 件 権利擁護・虐待相談件数：R5 58 件 R6 127 件 R7 99 件	70,000	高齢者福祉課
☐ 【再掲】障害者支援センターの設置・運営 障害者の相談体制の機能強化や社会参加と雇用・就労促進を図るための事業を実施。 相談件数 R6 3,209 件 R7 1,483 件	35,000	社会福祉課
☐ すくすくネットワーク協議会 配偶者からの暴力への適切な対応を図るため、関係機関、関係団体との連携及び情報共有を行った。児童虐待、DVの実態把握と発見からサポートに至るまでのシステム構築・実践、児童虐待などによる要保護児童等、DVに関する情報交換・支援内容の協議、子どもの権利擁護・健全育成・DVに関する広報・啓発活動の推進・研修活動を実施した。 代表者会議 1 回、実務者会議 6 回、養育支援連絡会議 6 回 ※構成機関・団体 広島県北部こども家庭センター、保健所、警察署、法務局、消防組合、医師会、歯科医師会、弁護士会、地域包括支援センター、人権擁護委員協議会、民生委員・児童委員協議会、小学校、中学校、保育所、私立幼稚園、認定こども園、北部里親センター、北備地区里親会、教育委員会、地域共創部、福祉保健部、市民部ほか 28 機関(団体)	—	こども家庭支援課

(3) 災害及び感染症対策における男女共同参画の推進

大規模な災害や新型コロナウイルス感染症などの感染症の流行に対する対応が急がれる中、災害や感染症への対策について、男女それぞれのニーズが反映され、また男女共同参画の視点を取り入れた対策を積極的に推進します。

①男女共同参画の視点を取り入れた災害及び感染症対策の推進

●指標

指標名	R1年度 (基準値)	R7年度 (現状値)	R8年度 (指標)
消防団員のうち女性消防団員の人数	19 人 (R2.4.1)	23 人 (R8.4.1)	25人

●取組状況

具体的施策の内容
○防災に関する地域活動への参画 ○自主防災組織への参加促進及び女性の視点の導入 ○災害及び感染症対策への女性の視点の導入

令和 7(2025)年度 実施状況	事業費 (千円)	担当課
□女性消防団体活動費補助金 女性消防クラブへ活動を補助し、地域全体の防火意識の高揚を図った。	238	危機管理課
□市内の自主防災組織の役員等への女性の起用促進 市内の自主防災組織の役員等に女性の起用を図るよう呼び掛けた。 自主防災組織:19 組織 消防団:8 方面隊 方面隊数 R6:8 団体(うち女性のいる方面隊 2 団体) R7:8 団体(うち女性のいる方面隊 2 団体) 消防団員数(消防音楽隊を含む。) R6:1,361 人(うち女性 42 人) R7:1,334 人(うち女性 41 人) 自主防災組織役員数 R6:84 人(うち女性役員数 6 人) R7:506 人(うち女性役員数 50 人)	—	危機管理課
□女性の視点を取り入れた避難所設置・運営 ・避難所設営訓練への女性防災士・消防団員等の参加 ・「三次市における避難所及び避難場所の避難所開設・運営マニュアル」に基づく避難所運営 (男女それぞれの観点からの避難所運営、プライバシー確保、避難所での暴力・性被害等の注意喚起など)。	—	危機管理課
□感染症に関する啓発・相談 予防接種に係る健康被害救済制度の相談を行った。 相談件数 3 件(申請 1 件)	1,186	健康推進課
□【再掲】子ども家庭支援課相談室 災害や感染症対応に関連する DV など困りごとや悩み等に、家庭児童相談員、女性相談員、母子・父子自立支援員が応じ、庁内及び関係機関と連携を取りながら、問題解決に向けたサポートを実施した。	—	こども家庭支援課